

宮古島市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

平成30年 3月30日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第79条第1項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

(変更の届出等)

第3条 指定の申請事項の変更が生じたときは、変更届出書により、事業の廃止、休止に係るものにあつては廃止・休止届出書により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の更新)

第4条 法第79条の2第1項の規定による更新の申請は、指定更新申請書により行うものとする。

(事業者情報の提供)

第5条 市長は、前3条の規定による指定、更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を沖縄県、沖縄県国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 指定又は更新をした場合にあつては、当該指定又は更新の申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 指定又は更新した場合にあつては、当該指定又は更新の年月日及び指定有効満了日

- (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める情報
- (公示)

第6条 法第85条の規定による公示は、省令第133条の2に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号についても行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定居宅介護事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式 略